

改正入管法の施行に際し、全ての外国人の権利擁護を求める会長声明

2018年12月8日、外国人労働者の受け入れ拡大を図る出入国管理及び難民認定法の改正法（以下「改正入管法」という。）が成立した。

改正入管法は、深刻化する人手不足に対応するため非熟練外国人労働者に「特定技能1号」、一定の技能を有する外国人労働者に「特定技能2号」の在留資格を創設するものである。

改正入管法に対しては、その具体的内容を省令等に委ねたことで、国会での十分な審議が尽くされなかったとの批判があるものの、非熟練労働者を受け入れる枠組みを整えた点は評価されるべきである。

他方改正入管法は、以下のとおり解決されるべき課題を抱えている。

第1に、特定技能1号の労働者に家族の帯同を「基本的に認めない」としている点は、最長5年間家族と離れての労働を強いるもので、極めて問題である。

第2に、外国人を労働者として受け入れる以上、医療、住宅、教育など生活全般についての支援体制の確立が不可欠であるが、未だその体制は整っていない。

第3に、技能実習制度を特定技能1号への供給源として存続させているが、技能実習制度の実態は実習生を安価な労働力として酷使する人権侵害の温床であり、直ちに廃止するべきである。

現在日本には、留学生、難民申請者、在留資格のない状態で滞在する人々など、既に多くの外国人が生活している。入国管理局における長期収容の問題など、人道的な配慮をすべき事案も多い。

併せて、来月に控えた改正入管法の施行に際して、いわゆるヘイトスピーチ解消法以後もヘイトスピーチが減少しているとはいえない現状にあっては、日本に在留する外国人が差別されることなく生活できる環境整備を改めて検討する必要がある。

当会は、改正入管法によって4月から日本で働く労働者のみならず、全ての外国人の権利擁護が図られるよう、政府及び地方自治体に求め続ける所存である。

2019年3月25日

千葉県弁護士会
会長 拝 師 徳 彦